秦野市条例第25号

秦野市債権の管理等に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 市税の滞納処分の例により徴収する債権(第7条-第9条)
- 第3章 その他公法上の債権(第10条-第21条)
- 第4章 私法上の債権(第22条-第26条)
- 第5章 雑則(第27条-第32条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、民法(明治29年法律第89号)等の法令に定めがあるもののほか、本市が保有する債権(市税(国民健康保険税を含む。)以外の金銭の給付を受けることを目的とする権利をいう。以下同じ。)で、市税の滞納処分の例により徴収する債権、その他公法上の債権及び私法上の債権に関する管理等の事務処理について必要な事項を定める。

(事務処理の基準)

- 第2条 本市が保有する債権の管理に関する事務は、法令、条例、規則又は契 約に基づいて、その債権の発生原因及び性質に応じた内容に従って適正に処 理されなければならない。
- 2 この条例の適用に当たっては、納付遅滞の債務者に対する納付交渉を的確 に行い、自主的な納付を督励するとともに、本市が保有する債権が最大限に 保全され、その納付が実現されるように配慮されなければならない。

(納付の告知及び督促)

第3条 市長は、本市が保有する債権として発生した納付金の履行を請求する ため、納入通知書、納付書又は請求書により債務者に対して納付の告知をし なければならない。

2 市長は、本市が保有する債権について、納付金の全部又は一部が納入通知 書、納付書又は請求書において指定した納期限を経過しても、なお納付され ないときは、債務者に対してその納付の督促をしなければならない。

(督促状の発行及び納付遅滞が生じる日)

- 第4条 前条第2項に規定する督促は、納期限後20日以内に督促状を発行して行われなければならない。この場合において、督促状で指定すべき納期限は、その発行する日から10日以内とする。
- 2 前項の規定により督促状を発行した場合においても、納付遅滞が生じる日は、本市が指定した納期限の翌日(その日が秦野市の休日を定める条例(平成元年秦野市条例第8号)第1条第1項に規定する本市の休日に当たるときは、その翌日)とする。

(債権管理台帳の整備)

第5条 市長は、本市が保有する債権を適正に管理するため、納付遅滞に係る 債権の性質に応じた内容を記載した債権管理台帳(電子的方式、磁気的方式 等人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含 む。)を整備する。

(滞納者情報の相互利用)

第6条 本市が保有する債権に係る納付金について納付遅滞となった債務者が 同時に市税を滞納している場合においては、その債務者に係る事務相互に、 市税に関する情報を利用し、又は市税に関する情報に利用することができる。

第2章 市税の滞納処分の例により徴収する債権

(市税に準じる債権に係る延滞金の徴収)

第7条 市長は、本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分の例により徴収する債権(以下この章において「市税に準じる債権」という。)に係る納付金について第4条第1項の規定により督促状を発行した場合において、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その債権の額が2,000円以上(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)であるときは、年14.5パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。

- 2 前項に規定する延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又は その確定金額の全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全 額を切り捨てる。
- 3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365日当たりの割合として計算する。

(地方税法等の法令準拠)

第8条 市長は、市税に準じる債権について、本市による滞納処分を行うことができるものとして、地方税法(昭和25年法律第226号)、国税徴収法(昭和34年法律第147号)その他の法令の規定の例に従って的確に管理しなければならない。

(調査権の行使)

- 第9条 市長は、市税に準じる債権に係る納付金が納付遅滞となったため督促 状を発行した場合において、指定した期限までに納付がなかったときは、遅 滞なく、地方税法により例によることとされている国税徴収法第141条の 規定又は地方税法第20条の11の規定の例により、その債務者についての 実情、財産状況等の調査を行わなければならない。
- 2 前項の調査を実施する権限を有する職員は、徴収職員証を携帯し、関係者 から求めがあったときは、速やかに提示しなければならない。

第3章 その他公法上の債権

(市税に準じる債権以外の債権に係る延滞金の徴収)

- 第10条 市長は、本市が保有する債権のうち、市税の滞納処分の例により徴収する債権以外の公法上の債権(以下この章において「市税に準じる債権以外の債権」という。)に係る納付金について第4条第1項の規定により督促状を発行した場合において、別に法令又は条例で定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その債権の額が2,000円以上(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)であるときは、年5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金をその債権の元本に加算して徴収する。
- 2 第7条第2項及び第3項の規定は、市税に準じる債権以外の債権に係る納付金について準用する。

(納期限の利益の喪失)

- 第11条 市税に準じる債権以外の債権に係る納付金の納付が分割納付(確定 した債権に係る納付金を分割する場合をいう。以下同じ。)で行われる場合 において、民法第137条の規定によるもののほか、債務者において次の各 号のいずれかに該当するに至ったときは、その債務者は、残額の全部に係る 納期限の利益を失う。
 - (1) 納付遅滞し、本市が督促をしても納付しなかったとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は滞納処分を受けたとき。
 - (3) 破産、民事再生手続又は会社更生手続の申立てが行われたとき。
- 2 前項に規定する納期限の利益喪失に関する事項は、本市の債権が発生した ことを証する書面において残額の全部に係る納期限の利益が失われる旨を明 記することにより、その効力が生じるものとする。

(納期限の繰上げ)

第12条 市長は、前条第1項の規定に基づいて、市税に準じる債権以外の債権に係る納付金の納付についてその期限を繰り上げる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対して納期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第15条第1項各号のいずれかに該当するとき、その他特に支障があると認めるときは、この限りでない。

(支払督促の手続)

第13条 市長は、市税に準じる債権以外の債権に係る納付金について納付交渉を行った場合において、納付能力があると認められる債務者が自主的な納付をしないときは、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第382条に規定する支払督促の手続を必要に応じて活用するものとする。

(債権の申出等)

- 第14条 市長は、債務者について次の各号のいずれかに該当する事情が生じたことを知った場合において、市税に準じる債権以外の債権に係る納付金について法令の規定により本市が債権者として配当要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。
 - (1) 債務者が強制執行を受けたこと。
 - (2) 債務者が市税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
 - (3) 債務者の財産について競売の開始があったこと。
 - (4) 債務者が破産の宣告を受けたこと。

- (5) 債務者について相続の開始があった場合において、その相続人が限定 承認をしたこと。
- (6) 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと。
- (7) 債務者である法人が解散したこと。
- 2 前項に規定するもののほか、市長は、市税に準じる債権以外の債権に係る 債権を保全するために必要があると認めるときは、債務者に対して担保の提 供(保証人による保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手 続等の必要な措置をとらなければならない。

(納期限の延期の処分)

- 第15条 市長は、市税に準じる債権以外の債権に係る納付金について次の各 号のいずれかに該当する事情があると認めるときは、債務者に対しその納期 限を延長する処分をすることができる。この場合において、その納付金の金 額を必要に応じて分割して納期限を定めることを妨げない。
 - (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - (2) 債務者が債務に係る金銭の全部を一括して納付することが困難であり、 かつ、現に所有する財産の状況により、納期限を延長することが徴収上有 利であり、又は納付について特に誠意があるとき。
 - (3) 債務者について災害、盗難等の事情が生じたことにより、その債務に係る金銭の全部を一括して納付することが困難であるため、納期限を延長することがやむを得ないとき。
- 2 市長は、納期限後においても、前項の規定に準じて納期限を延長する処分 をすることができる。この場合において、すでに発生した納付遅滞に係る延 滞金については、徴収すべきものとする。

(再生計画案等に対する同意)

第16条 市長は、市税に準じる債権以外の債権について、民事再生法(平成 11年法律第225号)の規定により決議に付された、若しくは付されるべ き再生計画案(同意再生の場合にあっては、裁判所に提出された再生計画 案)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により決議に付さ れた、若しくは付されるべき更生計画案が、本市が保有する債権をできる限 り保全するように定められていると認めるときは、これに同意するものとす る。

(和解等)

第17条 市長は、市税に準じる債権以外の債権に係る納付金について債務者 との間で法律上の争いがある場合において、それを解決するため必要であっ て、かつ、本市にとって徴収上有利と認められるときは、裁判外若しくは裁 判上の和解をし、又は民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停 を申し立てるものとする。

(徴収の停止及びそれに引き続く債権の消滅)

- 第18条 市長は、市税に準じる債権以外の債権に係る納付金について納付期 限後相当の期間を経過しても納付されない場合において、次の各号のいずれ かに該当するときは、以後その債権を保全せず、又は回収をしないことがで きる。
 - (1) 強制執行をすることができる財産がないとき。
 - (2) 強制執行をすることにより、債務者の生活又は事業を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - (3) 債務者が法人その他の団体である場合で、その事業を休止し、将来その事業を再開する見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行をする場合の費用を超えないと認められるとき。
 - (4) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の 価額が強制執行をする場合の費用を超えないと認められるとき、その他 これに類するとき。
 - (5) 債権の額が少額であり、その保全又は回収に要する費用に満たないと認められるとき。
- 2 前項の規定により徴収を停止した市税に準じる債権以外の債権に係る納付金の納付を受ける権利は、その徴収の停止が消滅時効の期間に応じて規則で 定める期間継続したときは、消滅する。
- 3 第1項第1号の規定により徴収の停止をした場合において、市税に準じる 債権以外の債権に係る納付金が限定承認に係るものであるとき、その他徴収 することができないことが明らかであるときは、前項の規定にかかわらず、 その金銭の納付を受ける権利を直ちに消滅させることができる。同項第5号 の規定により徴収の停止をした場合においても、また、同様とする。

(徴収の停止の取消し)

第19条 市長は、前条第1項第1号から第4号までの規定により徴収の停止 をした後(同項第1号については、同条第3項前段に該当する場合を除

- く。)、同条第2項に規定する期間内に新たに調査し、その停止に係る納付金を納付遅滞している債務者について同条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する事実がなくなったと認めるときは、その停止を取り消さなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により徴収の停止を取り消したときは、その旨を文書 により債務者に通知するものとする。ただし、その通知をすることができな い正当な理由があるときは、この限りでない。

(消滅時効等による債権の消滅)

- 第20条 市税に準じる債権以外の債権に係る納付金の納付を受ける権利及び それに係る延滞金は、消滅時効により消滅する。
- 2 前項に定めるもののほか、破産法(平成16年法律第75号)第253条 第1項本文、民事再生法第178条本文、会社更生法第204条第1項その 他の法令の規定により、債務者が市税に準じる債権以外の債権に係る納付金 について責任を免れたときは、その権利は、消滅する。

(債権の放棄)

- 第21条 市長は、市税に準じる債権以外の債権に係る納付金の納付を受ける 権利について、次の各号のいずれかに該当するときは、その権利及びそれに 係る延滞金を放棄することができる。
 - (1) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、 その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用と他に優先して納付 を受ける本市が保有する債権と本市以外の者が保有する債権の額との合 計額を超えないと見込まれるとき。
 - (2) 第15条第1項第1号の規定により納付延期の処分をした場合で、当初の納付期限(当初の納付期限後に納付延期の処分をした場合は、最初に納付延期の処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、納付する見込みがないとき。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、同号に定める期間を経過する前に債務者が第18条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する事情が明らかになったときは、同条の規定を適用して、本市の債権を消滅させることができる。

第4章 私法上の債権

(私法上の債権の範囲)

- 第22条 この章において「私法上の債権」とは、本市が保有する債権のうち、 私法上の原因に基づいて発生する債権として次に掲げるものをいう。
 - (1) 市民、事業者等からの申込みに対する本市の承諾に基づいて行われる 本市の役務、サービス等の提供の対価として支払われる金銭(申込みと 承諾が擬制される場合に支払われる金銭を含む。)
 - (2) 本市が市民、事業者等に対して行う資金貸付けの返済に係る金銭
 - (3) 本市が経済行為として行う不動産、物品その他権利の売渡し又は賃貸しに係る金銭
 - (4) 市営住宅の使用関係又は水道事業の給水関係により生じる債権に係る 金銭
 - (5) 本市が締結した契約から生じる、本市が受ける清算金、違約金、損害 賠償金その他の金銭
 - (6) 本市が受けた違法行為等から生じる損害賠償金又は不当利得返還金 (納期限の利益喪失に係る特約)
- 第23条 市長は、私法上の債権に係る納付金の納付が分割納付とされる場合 の特約として、本市が保有する債権として発生したことを証する書面において、債務者において次の各号のいずれかに該当するに至ったときにその債務 者が残額の全部に係る納期限の利益を失う旨を定める。
 - (1) 納付遅滞し、本市が督促をしても納付しなかったとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は滞納処分を受けたとき。
 - (3) 破産、民事再生手続又は会社更生手続の申立てが行われたとき。 (連帯保証人の設定等)
- 第24条 市長は、私法上の債権に係る納付金を担保するために必要があると 認めるときは、別に条例で定めがあるものを除き、債務者に、その債務者と 連帯してその債務を保証する連帯保証人を付けさせるものとする。この場合 において、その連帯保証人は、主たる債務者とは別の生計を営む者であるこ とを要する。
- 2 市長は、私法上の債権に係る納付金を担保するために必要があると認める 場合において、債務者に前項の連帯保証人を付けることが困難であると判断

するときは、債務者が所有し、又は保有する財物又は権利に担保を設定するように、債務者に求めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、私法上の債権に係る納付金を回収するために必要があると認めるときは、本市が債権者として債務者に代位して、 債務者が保有する債権を行使するものとする。

(時効の援用を要しない債権)

第25条 市長は、私法上の債権のうち、規則で定めるものについて消滅時効が完成したときは、地方自治法第236条第2項前段の規定を適用し、債務者による時効の援用を要することなく、本市が保有する債権が消滅したものとして処理するものとする。

(準用)

第26条 前章の規定は、私法上の債権に係る納付金について準用する。この場合において、第15条中「処分」とあるのは「特約」と読み替え、第20条第1項中「消滅時効」とあるのは「消滅時効(時効の援用を要しない債権に限る。)」と読み替え、第21条第1項第2号中「処分」とあるのは「特約」と読み替える。

第5章 雑則

(延滞金の減免)

第27条 市長は、本市が保有する債権に係る債務者がその納付金を納付しな かったことについてやむを得ない理由その他特別な理由があると認めるとき は、この条例に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。

(相殺及び充当)

第28条 市長は、別に法令で相殺又は充当をすることができない旨の定めが ある場合を除き、納付遅滞の債務者に対して本市の債務があるときは、その 債務と本市が保有する債権とを相殺し、又は本市の債務をその保有する債権 に充当するものとする。ただし、市税の滞納処分の例により徴収する債権に 係る納付金については、本市の債務とで相殺することができない。

(時効中断の措置)

第29条 市長は、納付遅滞の債務者について納付能力があると認める場合に おいて、債務承認、交付要求、債権の申出、仮差押え等法令で定める方法に

より時効中断の措置を講じ、本市が保有する債権の保全をしなければならない。

(納付遅滞が生じない制度整備の取組)

第30条 市長は、本市が市民、事業者等に対し、法令、条例若しくは規則に 基づいて利益を付与する処分を行い、又は契約に基づいて役務、サービス等 を提供し、それに対して金銭の納付が必要とされる場合において、支障があ ると認める場合を除いて、その納付が、本市によるその行為と同時に、又は それよりも先になるようにし、本市が保有する債権に係る納付金に納付遅滞 を生じさせない制度の整備に努めるものとする。

(債権現在額計算書の監査委員への送付等)

- 第31条 市長は、所管事務ごとの債権の毎年度末における現在額計算書を作成し、監査委員に送付しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する現在額計算書に基づき、本市が保有する債権の毎年度末における現在額について、その年度の歳入歳出決算の提出とともに、議会に報告しなければならない。
- 3 市長は、議会において歳入歳出決算の認定を受けたときは、広報紙への掲載その他の方法により、第1項に規定する現在額計算書の内容を市民に速やかに公表しなければならない。

(委任)

第32条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(施行日前に発生した債権の取扱い)

2 この条例は、この条例の施行日前に本市が保有する債権として発生した権利についても、適用する。この場合において、その債権に対して施行日前において行った取扱いは、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(延滞金の割合の特例)

3 第7条第1項に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同項の 規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合(各年の前年の11月

30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条 第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割合率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その特例基準割合(その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(秦野市諸収入金に対する延滞金徴収条例の廃止)

4 秦野市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和41年秦野市条例第21 号)は、廃止する。

(施行日前の延滞金に係る経過措置等)

5 この条例の施行日前に、この条例による廃止前の秦野市諸収入金に対する 延滞金徴収条例により本市が賦課した延滞金は、この条例により賦課された ものとみなし、及びこの条例の施行日前の期間が延滞金算定に係る日数の全 部又は一部となるときにおいても、この条例により延滞金を賦課するものと する。

(秦野市介護保険条例の一部改正)

6 秦野市介護保険条例(平成12年秦野市条例第5号)の一部を次のように 改正する。

第8条中「秦野市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和41年秦野市条例第21号)」を「秦野市債権の管理等に関する条例(平成19年秦野市条例第 号)第7条に定める延滞金の規定」に改める。

(秦野市道路の占用及び占用料に関する条例の一部改正)

7 秦野市道路の占用及び占用料に関する条例(昭和32年秦野市条例第6 号)の一部を次のように改正する。

第16条中「秦野市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和41年秦野市条例第21号)の規定」を「秦野市債権の管理等に関する条例(平成19年秦野市条例第 号)第7条に定める延滞金の規定」に改める。

(秦野市水路の管理等に関する条例の一部改正)

8 秦野市水路の管理等に関する条例(平成13年秦野市条例第7号)の一部 を次のように改正する。

第11条中「秦野市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和41年秦野市条例第21号)の規定」を「秦野市債権の管理等に関する条例(平成19年秦野市条例第 号)第10条に定める延滞金の規定」に改める。

(秦野市準用河川の占用料に関する条例の一部改正)

9 秦野市準用河川の占用料に関する条例(平成13年秦野市条例第8号)の 一部を次のように改正する。

第7条中「秦野市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和41年秦野市条例第21号)の規定」を「秦野市債権の管理等に関する条例(平成19年秦野市条例第 号)第7条に定める延滞金の規定」に改める。

(秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例の一部改正)

10 秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例(昭和54年秦野市条例第 2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「秦野市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和41年秦野市条例第21号)の規定」を「秦野市債権の管理等に関する条例(平成19年秦野市条例第 号)第10条に定める延滞金の規定」に改める。

(秦野市都市公園条例の一部改正)

11 秦野市都市公園条例(昭和50年秦野市条例第9号)の一部を次のよう に改正する。

第13条中「秦野市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和41年秦野市条例第21号)の規定」を「秦野市債権の管理等に関する条例(平成19年秦野市条例第 号)第10条に定める延滞金の規定」に改める。

(秦野市下水道条例の一部改正)

12 秦野市下水道条例(昭和55年秦野市条例第32号)の一部を次のよう に改正する。

第29条中「秦野市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和41年秦野市条例第21号)の規定」を「秦野市債権の管理等に関する条例(平成19年秦野市条例第 号)第10条に定める延滞金の規定」に改める。

(秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

13 秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和55年秦野市条例 第1号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「秦野市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和41年 秦野市条例第21号)の規定」を「秦野市債権の管理等に関する条例(平成 19年秦野市条例第 号)第7条に定める延滞金の規定」に改める。

(秦野市公共下水道使用料徴収条例の一部改正)

14 秦野市公共下水道使用料徴収条例(昭和55年秦野市条例第38号)の

一部を次のように改正する。

第13条中「秦野市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和41年秦野市 条例第21号)の規定」を「秦野市債権の管理等に関する条例(平成19年 秦野市条例第 号)第7条に定める延滞金の規定」に改める。